

資料

大韓民国の憲法(四)

朴 明 浩 三 監修

一〇 第四共和国憲法(第七次憲法改正)

一九七一年一〇月一七日午後七時、朴大統領は、非常戒厳令を布告し、特別宣言(維新宣言)を行った。その宣言の内容は、国会の解散、政党および政治活動の中止、現行憲法の条項の一部の停止、国会の権限は非常国務会議がこれを行うこととし、同会議が一〇月二七日までに憲法改正案の公告、公告の日から一月以内に国民投票による憲法の確定、憲法改正案の確定後、その憲法に従い憲政を正常化するというものであった。

この宣言に従い、全大学には休学措置がとられ言論の事前検閲が行われた。そして「非常國務會議法」や「国民投票にかんする特別法」などが制定された。非常國務會議の構成員は大統領、國務總理、國務委員で、大統領が議長、國務總理が副議長となつた。

憲法改正案は一〇月二七日に非常國務會議で可決され、国民に公告され、一月二日実施の国民投票で圧倒的多数で承認された(有権者総数一五六七万六三九五名、投票者数一四四一万七一千四名、賛成者一三一八万六五五九名、反対者一一〇万六一四三名、無効票一一万八一二名)。

この憲法を維新憲法とよぶことがありまたその起草に当ったとみなされた韓国憲法学会の会長韓泰淵教授と同理事の葛奉根教授の姓をとつてハン・カール憲法とよばれることもあつた。⁽¹⁾ この維新憲法の基本性格は「祖国の統一指向、土着的民主主義の確立、均等かつ実質的な経済的平等を創建するための自由

「經濟秩序の確立、自由と平和守護の再確認であった」といわれた。⁽²⁾

新憲法に従い、統一主体国民会議代議員の選挙が一二月一五日に施行された。この選挙は全国を一六三〇選挙区に分け、一選挙区から一ないし五名の代議員を選ぶもので、投票率七〇・四%で二三五九名が選ばれた。

第一回統一主体国民会議は一二月二三日に開会され、大統領選挙が行われたが対立候補はなく朴正熙候補が二三五七票（無効二票）で選出された。

第八代大統領就任式が挙行された一二月二七日に第四共和国憲法は公布施行された。新憲法の施行とともにふたたび政党活動が行われるようになり、一二月三〇日には改正政党法が公布された。

一九七三年二月二七日、非常國務会議が制定した国会議員選挙法（一九七二年一二月三〇日公布）にもとづいて第九代国会議員選挙が行われた。この選挙法によると七三の中選挙区から各二名、統一主体国民会議から七三名の議員が選出され国会を構成することになっていた。

一九七四年一月八日、国内政治の緊張緩和にともなって活潑になってきた改憲請願運動を阻止するための緊急措置第一号が憲法五三条にもとづいて出された。これは憲法の否定・反対・

歪曲・誹謗するすべての行為の禁止、憲法の改正・廃止の主張、発議・提案・請願の行為の禁止、流言蜚語の捏造流布の行為の禁止などを定めるものであった。しかしこの緊急措置は八月二〇日一六日一二〇日には釜山・馬山で大規模のデモが行われ（釜馬事態）、同年一〇月二六日には朴大統領が暗殺されるという事件が発生し、この緊急措置も一九七九年一二月七日に解除された。

一方、第一〇代国會議員選挙が一九七八年一二月一二日に行われ野党の得票率が与党を上まわり（野党的新国民党は三三・八二%、与党的共和党三一・七〇%）、野党的政権移譲要求に学生や知識人が呼応し、国内情勢が不穏になったので、一九七九年一〇月非常戒厳令が布告され、また崔圭夏大統領の憲法改正発言などもあって新しい憲法制定が予定表にのぼるようになつた。

（1）金哲洙教授はこの憲法は法務部、中央情報部、法制処、青瓦台などの実務家による合作であり、韓、葛教授はこの憲法の弘報宣伝を担当したものであったといわれている。金哲洙「韓国憲法の制定と改正経過小考」尹龍沢訳二七七頁。筆者が葛教授に直接お会いしたときにもカル憲法と呼ばれることをひじょうに迷惑に思う

という意味のことを行つてもらつた。

（2）金哲洙・同・二六六頁。

（3）第九号の内容については尹景徹著「分断後の韓国政治——一九四五年——一九八六年」（木鐸社）を参照されたい。同書は韓国の政治史にかんする好著である。

（山本浩三）

第一章 総 約

第一条 ①大韓民国は、民主共和国である。

②大韓民国の主権は、国民にあり、国民は、その代表者又は国民投票により、主権を行使する。

第二条 大韓民国の国民の要件は、法律で定める。

第三条 大韓民国の領土は、韓半島及び付属島嶼とする。

第四条 大韓民国は、國際平和の維持に努力し、侵略的戦争を否認する。

第五条 ①この憲法によつて締結・公布された条約及び一般的に承認された国際法規は、国内法と同一の效力を有する。

②外国人に対しては、國際法及び条約に定めるところにより、その地位を保障する。

第六条 ①公務員は、国民全体に対する奉仕者であり、国民に對して責任を負う。

②公務員の身分及び政治的中立性は、法律が定めるところにより、保障される。

第七条 ①政党の設立は、自由であり、複数政党制は、保障さられる。

②政党は、その組織及び活動が民主的でなければならず、国民の政治的意思形成に参与するに必要な組織を持たなければならぬ。

③政党は、法律が定めるところにより、國家の保護を受ける。但し、政党の目的又は活動が、民主的基本秩序に違背し、又は國家の存立に危害となるときには、政府は、憲法委員会にその解散を提訴することができ、政党は、憲法委員会の決定により、解散される。

④政党は、法律が定めるところにより、國家の保護を受ける。但し、政党の目的又は活動が、民主的基本秩序に違背し、又は國家の存立に危害となるときには、政府は、憲法委員会にその解散を提訴することができ、政党は、憲法委員会の決定により、解散される。

⑤逮捕・拘禁・押収・搜索には、検事の要求により、法官が発付した令状を提示しなければならない。但し、現行犯である場合及び罪を犯して逃避又は証拠隠滅のおそれがあるときに、事後に令状を要求することができる。

⑥何人も、逮捕・拘禁を受けたときには、直ちに弁護人の助力を受ける権利を有する。但し、法律が定める場合に、刑事被告人が自ら弁護人を求めることができないときには、国家が弁護人を付ける。

⑦すべての国民は、行為時の法律により犯罪を構成しない行為については、訴追されず、同一の犯罪に対し、重ねて処罰されない。

⑧すべての国民は、遡及立法により、參政権の制限又は財産権の剥奪を受けない。

⑨すべての国民は、居住・移転の自由を制限されない。

⑩すべての国民は、職業選択の自由を制限されない。

⑪すべての国民は、法律によらずしては、居住の自由を侵害されない。住居に対する押収又は搜索には、検事の要請により、法官が発付した令状を提示しなければならない。

⑫すべての国民は、法律によらずしては、通信の秘密を侵害されない。

⑬すべての国民は、宗教の自由を有する。

⑭すべての国民は、良心の自由を有する。

⑮すべての国民は、法律によらずしては、言論・出版・集会・結社の自由を制限されない。

⑯すべての国民は、学問及び芸術の自由を有する。

⑰著作者・発明家及び芸術家の権利は、法律によって保護する。

⑱すべての国民の財産権は、保障される。その内容及び限界は、法律で定める。

⑲財産権の行使は、公共福利に適合するようにしなければならない。

⑳公共の必要による財産権の収用・使用又は制限及びその補償の基準と方法は、法律で定める。

㉑すべての国民は、二〇歳になれば、法律が定めるところにより、選挙権を有する。

㉒すべての国民は、法律が定めるところにより、公務

第二章 国民の権利及び義務

第八条 すべての国民は、人間としての尊厳及び価値を有し、このために国家は、国民の基本的人権を最大限に保障する義務を負う。

第九条 ①すべての国民は、法の前に平等である。何人も性別・宗教又は社会的身分により、政治的・経済的・社会的・文化的生活のすべての領域において、差別を受けない。

②社会的特殊階級の制度は認められず、いかなる形態でも、これ創設することができない。

③勲章等の榮典は、これを受けた者にのみ効力があり、いかなる特權もこれに伴わない。

第一〇条 ①すべての国民は、身体の自由を有する。何人も、

第一四条 すべての国民は、法律によらずしては、住居の自由を侵害されない。住居に対する押収又は搜索には、検事の要請により、法官が発付した令状を提示しなければならない。

第一五条 すべての国民は、法律によらずしては、通信の秘密を侵害されない。

第一六条 ①すべての国民は、宗教と政治は、分離される。

第一七条 ①すべての国民は、良心の自由を有する。

第一八条 すべての国民は、法律によらずしては、言論・出版

・集会・結社の自由を制限されない。

第一九条 ①すべての国民は、学問及び芸術の自由を有する。

第二〇条 ①すべての国民の財産権は、保障される。その内容及び限界は、法律で定める。

②財産権の行使は、公共福利に適合するようにしなければならない。

③公共の必要による財産権の収用・使用又は制限及びその補償の基準と方法は、法律で定める。

第二一条 すべての国民は、法律が定めるところにより、選挙権を有する。

第二二条 すべての国民は、法律が定めるところにより、公務

担任権を有する。

第二三条 ①すべての国民は、法律が定めるところにより、國家機関に文書で請願する権利を有する。

②国家は、請願に対し、審査する義務を負う。

第二四条 ①すべての国民は、憲法及び法律に定めた法官によつて、法律による裁判を受ける権利を有する。

②軍人又は軍属ではない国民は、大韓民国の領域内では、軍事に関する間諜罪の場合と、噴兵・噴所・有害飲食物供給・捕虜に関する罪のうちに、法律に定めた場合及び非常戒嚴が宣布され、又は大統領が法院の権限に関して緊急措置をとった場合を除いては、軍法会議の裁判を受けない。

③すべての国民は、迅速な裁判を受ける権利を有する。刑事被告人は、相当な理由がない限り、遅滞なく公開裁判を受ける権利を有する。

第二五条 刑事被告人として拘禁された者が、無罪判決を受けたときには、法律が定めるところにより、国家に補償を請求することができる。

第二六条 ①公務員の職務上の不法行為によつて、損害を受けた国民は、法律が定めるところにより、国家又は公共団体に賠償を請求することができる。しかし、公務員自身の責任は、免除されない。

②軍人・軍属・警察公務員その他法律で定める者が、戦闘・訓練等の職務執行に関連して受けた損害に対しては、法律が定める賠償以外に、国家又は公共団体に公務員の職務上の不法行為による賠償は、請求することができない。

第二七条 ①すべての国民は、能力に応じて、均等に教育を受ける権利を有する。

②すべての国民は、その保護する子女に、少なくとも初等教育及び法律が定める教育を受けさせる義務を負う。

③義務教育は、無償とする。

④教育の自主性及び政治的中立性は、保障されなければならない。

⑤教育制度及びその運営に関する基本的な事項は、法律で定められる。

第二八条 ①すべての国民は、勤労の権利を有する。国家は、社会的・経済的方法で、勤労者の雇傭の増進に努力しなければならない。

②すべての国民は、勤労の義務を負う。国家は、勤労の義務の内容及び条件を民主主義の原則に従い、法律で定める。

③勤労条件の基準は、法律で定める。

④女子及び少年の勤労は、特別な保護を受ける。

第二九条 ①勤労者の団結権・団体交渉権及び団体行動権は、

の義務を負う。

第三章 統一主体国民会議

第三五条 統一主体国民会議は、祖国の平和的統一を推進するための全国民の総意による国民的組織体として、祖国統一の神聖な使命を有した国民の主権的受任機関である。

第三六条 ①統一主体国民会議は、国民の直接選挙により選出された代議員で構成する。

②統一主体国民会議代議員の数は、二、〇〇〇人以上五、〇〇〇人以下の範囲内で、法律で定める。

③大統領は、統一主体国民会議の議長となる。

④統一主体国民会議代議員の選挙に関する事項は、法律で定めれる。

⑤統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

⑥統一主体国民会議代議員の選挙に関する事項は、法律で定めれる。

⑦統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

⑧統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

⑨統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

⑩統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

⑪統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

⑫統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

⑬統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

⑭統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

⑮統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

⑯統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

⑰統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

⑱統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

⑲統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

⑳統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

㉑統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

㉒統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

㉓統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

㉔統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

㉕統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

㉖統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

㉗統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

㉘統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

㉙統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

㉚統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

㉛統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

㉜統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

㉝統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

㉞統一主体国民会議代議員の選挙の議長となる。

法律が定める範囲内で、保障される。

②公務員である勤労者は、法律で認められた者を除いては、団結権・団体交渉権又は団体行動権を有することができない。

③公務員及び国家・地方自治団体・国営企業体・公益事業体又は国民経済に重大な影響を及ぼす事業体に従事する勤労者の団体行動権は、法律が定めるところにより、これを制限し又は認めないことができる。

第三〇条 ①すべての国民は、人間らしい生活を営む権利を有する。

②国家は、社会保障の増進に努力しなければならない。

③生活能力がない国民は、法律が定めるところにより、國家の保護を受ける。

④国民の自由及び権利は、憲法に列挙されない理由によって、軽視されない。

⑤国民の自由及び権利を制限する法律の制定は、国家安全保障・秩序維持又は公共福利のため、必要な場合に限る。

第三一条 すべての国民は、婚姻の純潔及び保健に関し、国家の保護を受ける。

第三二条 ①国民の自由及び権利は、憲法に列挙されない理由によって、軽視されない。

②国民の自由及び権利を制限する法律の制定は、国家安全保障・秩序維持又は公共福利のため、必要な場合に限る。

第三三条 すべての国民は、法律が定めるところにより、納税の義務を負う。

第三四条 すべての国民は、法律が定めるところにより、国防の義務を負う。

第三五条 ①大統領は、統一主体国民会議で討論なしに無記名投票で選挙する。

②統一主体国民会議で在籍代議員過半数の賛成を得た者を、大統領当選者とする。

③第二項の得票者がないときには、二次投票を行い、二次投票にも第二項の得票者がないときには、最高得票者が一人であれば最高得票者と次点者に対し、最高得票者が二人以上であれば最高得票者に対し、決選投票を行うことによって、多数得票者を、大統領当選者とする。

第四〇条 ①統一主体国民会議は、国会議員定数の三分の一に該当する数の国会議員を選挙する。

②第一項の国会議員の候補者は、大統領が括推薦し、候補者全體に対する賛否を投票に付し、在籍代議員過半数の出席及び出席代議員過半数の賛成で当選を決定する。

③第二項の賛成が得られなかつたときには、大統領は、当選の

決定があるときまで、継続して候補者の全部又は一部を変更した候補者名簿を新たに作成して統一主体国民会議に提出し、その選挙を要求しなければならない。

④大統領が第二項の候補者を推薦する場合に、統一主体国民会議で選挙する国会議員定数の五分の一の範囲内で、順位を定めた予備候補者名簿を提出して第二項の議決を得れば、予備候補者は、名簿に記載された順位に従い、欠けた統一主体国民会議選出国会議員の職を継承する。

第四一条 ①統一主体国民会議は、国会が発議・議決した憲法改正案を、最終的に議決・確定する。

②第一項の議決は、在籍代議員過半数の賛成を得なければならぬ。

第四二条 統一主体国民会議の組織・運営その他必要な事項は、法律で定める。

第四章 大統領

第四三条 ①大統領は、国家の元首であり、外国に対しても国家を代表する。

②大統領は、国家の独立・領土の保全・国家の継続性及び憲法を守護する責務を負う。

③大統領は、祖国の平和的統一のための誠実な義務を負う。

重要な政策を国民投票に付すことができる。

第五〇条 大統領は、条約を締結・批准し、外交使節を信任・接受又は派遣し、宣戰布告及び講和を行ふ。

第五一条 ①大統領は、憲法及び法律が定めるところにより、國軍を統帥する。

②國軍の組織及び編成は、法律で定める。

第五二条 大統領は、法律において具体的に範囲を定めて委任された事項及び法律を執行するために、必要な事項に関し、大統領令を発することができる。

第五三条 ①大統領は、天災・地変若しくは重大な財政・經濟上の危機に処し、又は國家の安全保障若しくは公共の安寧秩序が重大な脅威を受け又は受けおそれがあり、迅速な措置をとる必要があると判断するときには、内政・外交・国防・経済・財政・司法等国政全般にわたって必要な緊急措置をとることができる。

②大統領は、第一項の場合に必要であると認めるときには、この憲法に規定されている国民の自由及び権利を暫定的に停止する緊急措置をとることができ、政府又は法院の権限に関して緊急措置をとることができる。

③第一項及び第二項の緊急措置をとるときには、大統領は、遅滞なく国会に通告しなければならない。

④行政権は、大統領を首班とする政府に属する。

第四四条 大統領に選挙される者は、国会議員の被選挙権があり、選挙日現在継続して五年以上国内に居住し、四〇歳に達しなければならない。この場合に、公務で外国に派遣された期間は、国内居住期間とみなす。

第四五条 ①大統領の任期が満了するときには、統一主体国民会議は、遅くとも任期満了三〇日前に、後任者を選挙する。

②大統領が欠けたときには、統一主体国民会議は、三月以内に後任者を選挙する。但し、残任期間が一年未満であるときは、後任者を選挙しない。

③大統領が欠けた場合の後任者は、前任者の残任期間中在任する。

第四六条 大統領は、就任に際し、次の宣誓を行う。

「私は、国憲を遵守し国家を保衛し、国民の自由及び福利の増進に努力し、祖国の平和的統一のために大統領として職責を誠実に遂行することを、国民の前に嚴肅に宣誓します。」

第四七条 大統領の任期は、六年とする。

第四八条 大統領が欠けたとき又は事故により職務を遂行することができないときには、国务总理、法律に定めた国务委員の順位で、その権限を代行する。

第四九条 大統領は、必要であると認めるときには、国家の重

第五六条 ①大統領は、法律が定めるところにより、赦免・減刑・復権を命ずることができる。

②一般赦免を命じるときは、国会の同意を得なければならぬ。

い。

③赦免・減刑・復権に関する事項は、法律で定める。

第五七条 大統領は、法律が定めるところにより、勳章その他

の栄典を授与する。

第五八条 大統領は、国会に出席して発言し、又は書翰で意見

を表示することができる。

第五九条 ①大統領は、国会を解散することができる。

②国会が解散された場合、国會議員総選挙は、解散された日から三〇日以後六〇日以前に実施する。

第六〇条 大統領の國法上行為は、文書によって行い、この文書には、國務總理及び関係國務委員が副署する。軍事に関することも同じである。

第六一条 大統領は、國務總理・國務委員・行政各部の長その他法律が定める公私の職を兼ねることができない。

第六二条 大統領は、内乱又は外患の罪を犯した場合を除いては、在職中刑事上の訴追を受けない。

第五章 政 府

第六六条 次の事項は、國務會議の審議を経なければならない。

一、國政の基本的計画及び政府の一般政策

二、宣戰・講和その他重要な對外政策

三、憲法改正案・國民投票案・條約案・法律案及び大統領令案

四、予算案・決算・國有財産処分の基本計画、國家の負担となる契約その他財政に関する重要事項

五、大統領の緊急措置又は戒嚴及びその解除

六、軍事に関する重要事項

七、国会の解散

八、国会の臨時会集会の要求

九、栄典授与

一〇、赦免・減刑及び復権

一一、行政各部間の権限の画定

一二、政府内の権限の委任又は配定に関する基本計画

一三、國政処理状況の評価・分析

一四、行政各部の重要な政策の樹立及び調整

一五、政党解散の提訴

一六、政府に提出又は回付された政府の政策に関する請願

の審査

一七、檢察総長・國立大學校長・大使・各軍參謀総長・海

第一節 國務總理及び國務委員

第六三条 ①國務總理は、国会の同意を得て大統領が任命する。

②國務總理は、大統領を補佐し、行政に関して大統領の命を受けて行政各部を統轄する。

③軍人は、現役を免ぜられた後でなければ、國務總理に任命されることができない。

第六四条 ①國務委員は、國務總理の提議で、大統領が任命する。

②國務委員は、國政に関して大統領を補佐し、國務會議の構成員として國政を審議する。

③國務總理は、國務委員の解任を大統領に建議することができる。

④軍人は、現役を免ぜられた後でなければ、國務委員に任命されることができない。

第二節 國務會議

第六五条 ①國務會議は、政府の権限に属する重要な政策を審議する。

②國務會議は、大統領・國務總理及び一五人以上二五人以下の國務委員で構成する。

③大統領は、國務會議の議長となり、國務總理は、副議長となる。

兵隊司令官その他法律に定めた公務員及び國營企業体管

理者の任命

第六七条 ①國家安全保障に関連する对外政策・軍事政策及び

国内政策の樹立に関して、國務會議の審議に先立ち、大統領の諮詢に応じるために、國家安全保障會議を置く。

②國家安全保障會議は、大統領が主宰する。

③國家安全保障會議の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

第三節 行政各部

第六八条 行政各部の長は、國務委員の中から國務總理の提議により、大統領が任命する。

第六九条 國務總理又は行政各部の長は、所管事務に關し、法律又は大統領令の委任若しくは職權で、總理令又は部令を發することができる。

第七〇条 行政各部の設置・組織及び職務範囲は、法律で定める。

第四節 監査院

第七一条 國家の歳入・歳出の決算、國家及び法律に定めた団体の会計検査並びに行政機關及び公務員の職務に関する監査を行うために、大統領所属の下に監査院を置く。

第七二条 ①監査院は、院長を含む五人以上一一人以下の監査委員で構成する。

②院長は、国会の同意を得て大統領が任命し、その任期は、四年とする。

③院長が欠けた場合に任命された後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

④監査委員は、院長の提議により大統領が任命し、その任期は、四年とする。

⑤監査院は、歳入・歳出の決算を毎年検査して、大統領及び次年度国会にその結果を報告しなければならない。

第七三条 監査院の組織・職務範囲・監査委員の資格その他必要な事項は、法律で定める。

第六章 国会

第七五条 立法権は、国会に属する。

第七六条 ①国会は、国民の普通・平等・直接・秘密選挙によって選出された議員及び統一主体国民會議が選挙する議員で構成する。

②国会議員の数は、法律で定める。

③国会議員の選挙に関する事項は、法律で定める。

第七七条 国会議員の任期は、六年とする。但し、統一主体国

⑤大統領の要求により集会された臨時会では、政府が提出した議案に限り処理し、国会は、大統領が集会要求時に定めた期間に限り開会する。

第八三条 国会は、議長一人及び副議長二人を選挙する。

第八四条 国会は、憲法又は法律に特別な規定がない限り、その在籍議員過半数の出席及び出席議員過半数の賛成で議決する。可否同数のときには、否決されたものとみなす。

第八五条 ①国会の会議は、公開する。但し、出席議員過半数の賛成があり、又は議長が国家の安全保障のために必要であると認めるときには、公開しないことができる。

②公開しない会議の内容は、公表されなければならない。

第八六条 国会に提出された法律案その他の議案は、会期中議決されないという理由で廃棄されない。但し、統一主体国民會議で選舉されなかつた国会議員の任期が満了し、又は国会が解散されたときには、例外とする。

第八七条 国会議員及び政府は、法律案を提出することができる。

第八八条 ①国会で議決された法律案は、政府に移送され、一五日以内に大統領が公布する。

②法律案に異議があるときには、大統領は、第一項の期間内に異議書を付して国会に還付し、その再議を要求することがで

きる。国会の閉会中も、同じである。

③大統領は、法律案の一部について、又は法律案を修正して再議を要求することができない。

④再議の要求があるときには、国会は、再議に付し、在籍議員過半数の出席及び出席議員三分の二以上の賛成で前と同じ議決を行えば、その法律案は、法律として確定される。

⑤大統領が、第一項の期間内に公布又は再議の要求をしなかつたときにも、その法律案は、法律として確定される。

⑥大統領は、第四項及び第五項の規定によって確定された法律を、遅滞なく公布しなければならない。第五項により法律が確定された後又は第四項による確定法律が政府に移送された後五日以内に大統領が公布しないときには、国会議長がこれを公布する。

⑦法律は、特別な規定がない限り、公布した日から一〇日を経過することによって、効力を発生する。

第八九条 ①国会は、国家の予算案を審議・確定する。

②政府は、会計年度ごとに予算案を編成して、会計年度開始九〇日前まで国会に提出し、国会は、会計年度開始三〇日前ま

でに、これを議決しなければならない。

③第二項の期間内に予算案が議決されなかつたときには、政府は、国会で予算案が議決されるときまで、次の各号の経費を

歳入の範囲内で、前年度予算に準じて支出することができる。

一、公務員の報酬及び事務処理に必要な基本経費

二、憲法又は法律により設置された機関又は施設の維持費及び法律上支出の義務がある経費

三、すでに予算上承認された継続費

第九〇条 ①一会计年度を超えて継続して支出する必要があるときには、政府は、年限を定めて、継続費として国会の議決を得なければならない。

②予測することができない予算外の支出又は予算超過支出に充當するための予備費は、あらかじめ国会の議決を得なければならぬ。予備費の支出は、次期国会の承認を得なければならない。

第九一条 予算成立後に生じた事由により、予算に変更を加える必要があるときには、政府は、追加更正予算案を編成して国会に提出することができる。

第九二条 国会は、政府の同意なしに、政府が提出した支出予算各項の金額を増加し、又は新しい費目を設置することができない。

第九三条 国債を募集し、又は予算外に国家負担となる契約を締結しようとするときには、政府は、あらかじめ国会の議決を得なければならない。

る解任議決があるときには、大統領は、國務總理及び國務委員全員を解任しなければならない。

第九八条 ①国会は、法律に抵触しない範囲内で、議事及び内部規律に関する規則を制定することができる。

②国会は、議員の資格を審査し、議員を懲戒することができます。

③議員を除名する場合は、国会在籍議員三分の二以上の賛成がなければならない。

④第二項及び第三項の処分に対するは、法院に提訴することができる。

第九九条 ①大統領・國務總理・國務委員・行政各部の長・憲法委員会委員・法官・中央選挙管理委員会委員・監査委員その他法律に定めた公務員が、その職務執行において、憲法又は法律に違反するときには、国会は、弾劾の訴追を議決することができる。

②第一項の弾劾訴追は、国会在籍議員三分の一以上の発議がなければならず、その議決は、国会在籍議員過半数の賛成がなければならない。但し、大統領に対する弾劾訴追は、国会在籍議員過半数の発議及び国会在籍議員三分の二以上の賛成がなければならない。

③弾劾訴追を受けた者は、弾劾決定があるときまで、その権限の行使が停止される。

同志社法学 三八卷四・五号 二〇四（六四〇）

第九四条 租税の種目及び税率は、法律で定める。

第九五条 ①国会は、相互援助若しくは安全保障に関する条約、国際組織に関する条約、通商条約、漁業条約、講和条約、國家若しくは国民に財政的負担を負わせる条約、外国軍隊の地位に関する条約又は立法事項に関する条約の締結・批准に対する同意権を有する。

②宣戰布告、國軍の外国への派遣又は外國軍隊の大韓民国領域内における駐留に対しても、国会は、同意権を有する。

第九六条 ①國務總理・國務委員又は政府委員は、国会若しくはその委員会に出席して國政処理状況を報告し、又は意見を陳述し、質問に応答することができる。

②国会若しくはその委員会の要求があるときには、國務總理・國務委員又は政府委員は、出席・答弁しなければならず、國務總理又は國務委員が出席要求を受けたときには、國務委員又は政府委員をして出席・答弁させることができる。

第九七条 ①国会は、國務總理又は國務委員に対し、個別的にその解任を議決することができる。

②第一項の解任議決は、国会在籍議員三分の一以上の発議によって国会在籍議員過半数の賛成がなければならない。

③第二項の議決があるときには、大統領は、國務總理又は当該國務委員を解任しなければならない。但し、國務總理に対する同意権を有する。

④弾劾決定は、公職から罷免することにとどまる。しかし、これによつて民事上又は刑事上の責任は、免除されない。

⑤第一項の解任議決は、国会在籍議員三分の一以上の発議によつて国会在籍議員過半数の賛成がなければならない。

⑥第二項の議決があるときには、大統領は、國務總理又は当該國務委員を解任しなければならない。但し、國務總理に対する同意権を有する。

第七章 法院

第一〇〇条 ①司法権は、法官で構成される法院に属する。

②法院は、最高法院である大法院及び各級法院で組織される。

③法官の資格は、法律で定める。

第一〇一条 ①大法院に部を置くことができる。

②大法院の法官の数は、一六人以下とする。

③大法院及び各級法院の組織は、法律で定める。

第一〇二条 法官は、この憲法及び法律により、その良心に従つて独立して審判する。

第一〇三条 ①大法院長である法官は、大統領が国会の同意を得て任命する。

②大法院長ではない法官は、大法院長の提議により、大統領が任命する。

③大法院長である法官の任期は、六年とする。

④大法院長ではない法官の任期は、一〇年とする。

⑤法官は、法律が定めるところにより、連任することができます。

⑥法官は、法律が定める年齢に達したときには、退職する。

第一〇四条 ①法官は、弾劾・刑罰又は懲戒処分によらずしては、罷免・停職・減俸又は不利な処分を受けない。

②法官が、重大な心身の障害により、職務を遂行することができないときには、法律が定めるところにより、退職させることができる。

第一〇五条 ①法律が憲法に違反するか否かが、裁判の前提となつたときには、法院は、憲法委員会に提議し、その決定により裁判する。

②命令・規則・処分が憲法又は法律に違反するか否かが、裁判の前提となつたときには、大法院は、これを最終的に審査する権限を有する。

第一〇六条 大法院は、法律に抵触しない範囲内で、訴訟に関する手続、法院の内部規律及び事務処理に関する規則を制定することができる。

第一〇七条 裁判の審理及び判決は、公開する。但し、審理は、国家の安全保障若しくは安寧秩序を妨害し、又は善良な風俗を害するおそれがあるときには、法院の決定で公開しないことができる。

第一〇八条 ①軍事裁判を管轄するため、特別法院として軍法会議を置くことができる。

②軍法会議の上告審は、大法院で管轄する。

第一〇九条 ①憲法委員会は、次の事項を審判する。

一、法院の提議による法律の違憲の可否

二、弾劾

三、政黨の解散

②憲法委員会は、九人の委員で構成し、大統領が任命する。

③第一項の委員のうち、三人は、国会で選出する者を、三人は、大法院長が指名する者を任命する。

④憲法委員会の委員長は、委員のうちから、大統領が任命する。

第一一〇条 ①憲法委員会の委員の任期は、六年とする。

②憲法委員会の委員は、政党に加入し、又は政治に関与することができない。

③憲法委員会の委員は、弾劾又は刑罰によらずしては、罷免されない。

④憲法委員会の委員の資格は、法律で定める。

第一一一条 ①憲法委員会において法律の違憲決定、弾劾決定

又は政黨解散の決定を行うときには、委員六人以上の賛成がなければならない。

②憲法委員会の組織及び運営その他必要な事項は、法律で定める。

第一一二条 ①選挙及び国民投票の公正な管理、政党に関する事務を処理するため、選挙管理委員会を置く。

②中央選挙管理委員会は、九人の委員で構成し、大統領が任命する。

③第二項の委員のうち、三人は、国会で選出する者を、三人は、大法院長が指名する者を任命する。

④中央選挙管理委員会の委員長は、委員のうちから、大統領が任命する。

⑤委員の任期は、五年とする。

⑥委員は、政党に加入し、又は政治に関与することができない。

⑦委員は、弾劾又は刑罰によらずしては、罷免されない。

⑧中央選挙管理委員会は、法令の範囲内で、選挙管理・国民投票管理又は政党事務に関する規則を制定することができる。

⑨各級選挙管理委員会の組織・職務範囲その他必要な事項は、法律で定める。

第一一三条 ①選挙運動は、各級選挙管理委員会の管理の下に、法律が定めた範囲内で行うが、均等な機会が保障されなければならない。

②選挙に関する経費は、法律が定める場合を除いては、政党又は候補者に負担させることができない。

第一一章 地方自治

第一一四条 ①地方自治団体は、住民の福利に関する事務を処理し、財産を管理し、法令の範囲内で自治に関する規定を制定することができる。

②地方自治団体の種類は、法律で定める。

第一一五条 ①地方自治団体には、議会を置く。

②地方議会の組織・権限・議員選挙及び地方自治団体の長の選任方法その他地方自治団体の組織及び運営に関する事項は、法律で定める。

第一一章 経済

第一一六条 ①大韓民国の経済秩序は、個人の経済上の自由及び創意を尊重することを基本とする。

②国家は、すべての国民に生活の基本的需要を充足させる社会正義の実現及び均衡のとれた国民経済の発展のために、必要

③非常戒厳令の軍事裁判は、軍人・軍属の犯罪又は軍事に関する間諜罪の場合及び傭兵・傭所・有害飲食物供給・捕虜に関する罪のうち、法律に定める場合に限り、単審で行うことができる。

な範囲内で、経済に關する規制及び調整を行う。

第一一七条 ①鉱物その他重要な地下資源、水産資源、水力及び經濟上利用することができる自然力は、法律が定めるところにより、一定の期間その採取・開発又は利用を特許することができる。

②国土及び資源は、國家の保護を受け、國家は、その均衡のとれた開発及び利用のために計画を樹立する。

第一一八条 農地の小作制度は、法律が定めるところにより、開発及び保全のために、法律が定めるところにより、それに関する必要な制限及び義務を課すことができる。

第一一九条 國家は、農地及び山地その他國土の効率的な利用・開発及び保全のために、法律が定めるところにより、それを期する。

第一二〇条 ①國家は、農民・漁民の自助組織を基盤とする農漁村開発のために、計画を樹立し、地域社会の均衡のとれた發展を期する。

②農民・漁民及び中小企業者の自助組織は、育成される。

第一二一条 國家は、對外貿易を育成し、これを規制・調整することができる。

第一二二条 国防上又は國民經濟上緊密な必要により、法律に定めた場合を除いては、私營企業を國有若しくは公有に移転し、又はその經營を統制若しくは管理することができない。

日以内に、議決されなければならない。

第一二六条 ①大統領が提案した憲法改正案は、二〇日以上の期間、これを公告しなければならず、公告された日から六〇日以内に、國民投票に付さなければならない。

②國民投票に付された憲法改正案は、國會議員選舉権者過半数の投票及び投票者過半数の賛成を得て憲法改正が確定される。

附 則

第一条 この憲法は、公布した日から施行する。但し、この憲法を施行するために必要な法律の制定及びこの憲法による大統領・統一主体國民會議代議員及び國會議員の選舉その他この憲法施行に関する準備は、この憲法施行前に行うことができる。

第二条 ①この憲法により、統一主体國民會議で選舉された最初の大統領の任期は、この憲法施行日から開始される。

②この憲法により選舉された最初の統一主体國民會議代議員の任期は、統一主体國民會議の最初の集会日から開始され、一九七八年六月三〇日に終了する。

第三条 この憲法による最初の國會議員総選挙は、この憲法施行日から六月以内に実施する。

第四条 一九七二年一〇月一七日からこの憲法による国会の最

第一二三条 ①憲法改正は、大統領又は國会在籍議員過半数の発議で提案される。

②大統領が提案した憲法改正案は、國民投票で確定され、國會議員が提案した憲法改正案は、國会の議決を経て統一主体國民會議の議決で確定される。

③憲法改正が確定されれば、大統領は、直ちにこれを公布しなければならない。

第一二五条 ①國会に提案された憲法改正案は、二〇日以上の期間、これを公告しなければならず、公告された日から六〇日以内に、議決しなければならない。

②憲法改正案に対する國会の議決は、在籍議員三分の二以上の賛成を得なければならない。

③第二項の議決を得た憲法改正案は、遲滞なく統一主体國民會議に回付され、その議決で憲法改正が確定される。統一主体國民會議に回付された憲法改正案は、回付された日から二〇日以内に、議決しなければならない。

第五条 この憲法施行当時の公務員及び政府が任命した企業体の任員は、この憲法により任命されたものとみなす。但し、この憲法により、選任方法又は任命権者が変更された公務員は、この憲法によつて後任者が選任されるときまで、その職務を行い、この場合、前任者である公務員の任期は、後任者が選任される前日までとする。

第六条 ①この憲法施行当時の法令及び条約は、この憲法に違反しない限り、その効力を持続する。

②この憲法施行当時の大統領令・國務院令及び閣令は、この憲法による大統領令とみなす。

第七条 非常國務會議で制定した法令及びこれに従つて行われた裁判及び予算その他処分等は、その効力を持続し、この憲法その他の理由で提訴し又は異議を提起することができない、

第八条 この憲法施行当時に、この憲法により新たに設置される機關の権限に属する職務を行つてゐる機關は、この憲法により新たな機關が設置されるときまで、継続してその職務を行つ。

第九条 一九七二年一〇月一七日からこの憲法施行日まで、大韓民主國の憲法 四

統領が行つた特別宣言及びこれに従つた非常措置に対してもは、
提訴し又は異議を提起することができない。

第一〇条 この憲法による地方議会は、祖国統一ができるまで
構成しない。

第一一条 ①特殊犯罪处罚に関する特別法・不正選挙関連者处罚
罰法・政治活動浄化法及び不正蓄財処理法並びにこれに関連
する法律は、その効力を持続し、これに対して異議を提起す
ることができない。
②政治活動浄化法及び不正蓄財処理法ならびにこれに関連する
法律は、これを改廃することができない。